

社会保障と税の一体改革について

平成 23 年 5 月 31 日

全 国 知 事 会

我が国の社会保障制度は、年金など一部の分野を除き国民にもっとも身近なところで地方が幅広く担っており、政府の目指す「強い社会保障」は国だけで実現できるものではない。国における現金給付等と地方における様々な社会保障サービスが車の両輪として一体的に提供されてこそ、国民生活の安心が確保される。

全国知事会は、本年 2 月 26 日に「地方の役割を踏まえた「社会保障と税の一体改革」を求める」として、狭義の社会保障に限定せず福祉全体を見据えた改革を行うこと、地方の役割を踏まえた税制改革を行うこと、地方の参画の下で一体改革を行うこと、を要請した。4 月 7 日には、「社会保障制度改革と地方の役割」として、社会保障制度改革における 5 つの原則(※)を掲げ、その上で、年金制度、医療保険制度、介護保険制度、子ども・子育て支援制度、障害者福祉、生活保護制度及び雇用の 7 つの分野の課題と今後の方向性について、政策提案を行った。

しかしながら、政府が設置した「社会保障改革に関する集中検討会議」には地方の代表が選任されず、意見を反映する機会も極めて少ない。5 月 12 日に公表された「社会保障制度改革の方向性と具体策」では地方の役割が明確にされておらず、また、現時点においては、社会保障サービスの大半を担う地方の財源を確保する視点がほとんどなく、いずれも地方の役割を軽視したものとわざるを得ない。また、子ども手当や子ども・子育て新システムに関しても、地方との実質的な協議が尽くされていない。

このような状況では、国と地方が互いに責任を持って持続可能な社会保障制度を構築することができるのか、懸念を持たざるを得ないため、「国と地方の協議の場に関する法律」の成立などその後の情勢も踏まえ、以下について改めて強く要請する。

- ※ 1. 国民参加による相互扶助の基本に立ち返る、2. 新しい公共を活かし共助社会をつくる、3. 元気に活躍できる高齢社会をつくる、4. 多様な働き方が可能な社会をつくる、5. 国と地方は役割分担しつつ協力する、の 5 原則。

1. 「国と地方の協議の場」での実質的な協議で「国民的な合意」を

我が国の社会保障制度は、年金などの一部の分野を除き地方が主体であり、いわば「実行部隊」である地方の役割は大きい。

社会保障と税の一体改革は、地方自治に関する重要事項で、国と地方の協議の場に関する法律第3条に規定する協議事項であることから、早急に「協議の場」を開催し、子ども手当や子ども・子育て新システムを含め、地方の意見を十分に反映した改革案とすることを求める。

その際、地方が重要な役割を担う各分野の制度設計にあたり、地方の意見を的確に反映し、効果的な制度となるよう、法に基づく分科会を設置し、実質的な検討を速やかに開始することを併せて求める。

2. 国と地方の役割分担と協力の下、地方の役割を踏まえた改革案を

社会保障の改革に当たっては、国と地方が役割分担しつつ協力することが重要であり、全国一律の現金給付は国が行い、サービス給付は地域の実情に応じ地方が創意工夫により実施すべきである。

これからの社会保障制度を持続可能で効果的な制度として再構築していくためには、医療・介護・福祉を一体化した地域包括ケア、就労・生活一体支援の実施など、現地現場を担う地方の力により縦割りの制度を超え、国民一人ひとりの事情に即して社会保障を総合的に展開することが求められる。

そのため、地方が裁量を持ってより地域の実情を踏まえたサービスを提供できるよう、権限移譲や義務付け・枠付けの廃止、ハローワークの地方移管をはじめとする出先機関の改革等の社会保障制度に関する規制の簡素化・柔軟化などが必要である。

また、国民健康保険や介護保険といった制度については、安定的な運営を確保するため、運営主体である地方も積極的に責任を担う一方、国も国費の拡充等により財政責任を果たすことが必要であり、こうした地方の役割を踏まえた抜本的な見直し案を盛り込むことを求める。

3. 総合的な社会保障制度の展開に見合った地方の安定財源を

総合的に社会保障サービスを提供することで質や効率性等の向上を図り、国民が満足できる持続可能な社会保障制度とするという観点からは、国の予算総則に定めるいわゆる高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）に充てる消費税（国分）の不足額や国庫補助負担事業のみに限定して財源を確保するという議論は成り立ち得ず、産前産後の保健事業、子育て施策や障害者施策といった地域の実情に応じて提供されている社会保障サービスを含め、社会保障を全体としてとらえてその安定財源をいかに確保するか、という議論が不可欠である。

そのため、社会保障財源については、地方が提供する社会保障サービスを含めた社会保障全体の額による試算を行った上で、税源の偏在性が小さい地方の安定財源を、国・地方を通じた税制改革の中で確保することを求める。